

＜埼玉県内在宅歯科医療機関向け＞ 安全対策の取り組みに対する補助金 (上限4万円)の受付期限を令和5年3月末 まで延長しました！



申請期間：令和4年12月8日～令和5年3月31日 ※郵送の場合は当日消印有効

対象医療機関

埼玉県内所在の以下に該当する歯科医療機関

- ・ **歯科訪問診療料算定医療機関** (令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間に1回以上、歯科訪問診療料を算定している歯科医療機関)

対象事業

- ①固定電話用通話録音装置・ボイスレコーダー購入経費
 - ②警備会社による屋外用(出張時)セキュリティサービス初期導入経費(月額利用料金は除く)
- ※ 令和4年10月14日以降に実施(支払も完了)した事業が対象です。

補助額

- ・ 補助率 **2 / 3**
- ・ 補助上限額 **4万円 (1歯科医療機関あたり)**

申請方法

- ・ 申請方法 郵送または電子メール

※ 申請先・申請書類等、詳細については裏面及び、申請書記入例を御確認ください。



コバトン&さいたまっち

埼玉県は在宅歯科医療従事者を応援しています。

ご不明な点については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 TEL : 048-830-3581 受付時間 8 : 30～17 : 15 (月～金曜日 (祝日年末年始を除く))

埼玉県保健医療部 健康長寿課 総務・歯科担当
〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 本庁舎4階 電子メール a3570-05@pref.saitama.lg.jp
ホームページ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/dental/r4_houmonsika_hojokin.html

● 申請の流れ

- ① 申請者から申請先宛てに、郵送等にて申請書類一式を提出
(令和4年12月8日～令和5年3月31日)
- ② 申請書類一式を確認
- ③ 申請者宛てに、申請書類確認完了の通知発送及び、補助金振込(令和5年1月以降)



● 提出書類

- ① 申請書・内訳表(健康長寿課ホームページ掲載)
※ 申請書記入例についても御確認ください。
- ② 領収書等の写し
- ③ 補助対象経費が明記されている書類の写し
- ④ 通帳等の写し(振込口座の確認書類)
- ⑤ 歯科訪問診療料を算定していることが分かる書類
の写し(個人情報部分を除いた診療報酬明細書等)



● 申請先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県 保健医療部 健康長寿課 総務・歯科担当

<申請方法>

下記からお選びください

- ① 郵送
- ② 電子メール a3570-05@pref.saitama.lg.jp

● 在宅歯科医療機関以外のお問い合わせ先

- **在宅医療機関**
県医療整備課 在宅医療推進担当：048-830-3535
- **栄養ケア・ステーション、認定栄養ケア・ステーション**
県健康長寿課 健康増進・食育担当：048-830-3585
- **在宅患者訪問薬局**
県薬務課 総務・温泉・薬事相談担当：048-830-3624
- **訪問系事業所(介護保険)**
県高齢者福祉課 介護人材担当：048-830-3232
- **訪問系事業所(障害福祉サービス)**
県障害者支援課 地域生活支援担当：048-830-3317